

船舶事故調査報告書

令和5年5月17日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（防波堤）
発生日時	令和4年8月27日 21時00分ごろ
発生場所	阪神港大阪第6区 大阪北港北灯台から真方位066°320m付近 (概位 北緯34°40.5′ 東経135°24.3′)
事故の概要	旅客船 ^{ジョーズビー} JAWS-Bは、南進中、防波堤に衝突した。
事故調査の経過	令和4年8月27日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	旅客船 JAWS-B、19トン
船舶番号、船舶所有者等	290-29210大阪、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	軽傷 2人（旅客）
損傷	右舷船首部ブルワークに破口、右舷船首部外板に擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風力 3、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の初期
事故の経過	<p>本船は、船長ほか甲板員1人が乗り組み、旅客等77人を乗せ、花火大会観覧の目的で、大阪府大阪市^{てんぼう}天保山運河の船だまりを出航した。</p> <p>船長は、阪神港大阪第6区の淀川下流で花火大会観覧を終えて帰航することとし、GPSプロッターを作動させたが衛星を捕捉しなかったため、タブレット端末を使用して航海用ではない地図アプリケーション（以下「本件アプリ」という。）で船位を確認しながら、約6ノットの対地速力で手動操舵により西南西進した。</p> <p>船長は、左舷方に常吉大橋が見えたので、同橋下を航行しようと思い左転して南進中、本船が同橋北方に位置する常吉防波堤（以下「本件防波堤」という。）に衝突した。</p> <p>船長は、甲板員に負傷者の有無及び浸水がないことを確認させ、最寄りのマリーナに着岸した後、打撲等を負った旅客がいることを知った。</p> <p>本船の旅客は、118番通報を行った。</p> <p>負傷した旅客2人は、救急車で病院に搬送された。</p> <p>本件防波堤は、海図には記載されているが、本件アプリには表示されていなかった。</p> <p>船長は、夜間に本事故発生場所付近を航行した経験が数十回あり、本件防波堤の存在を知っていたが、本件アプリを頼って航行し、ふだんよりも早く左転してしまったと本事故後に思った。</p>

	<p>船長は、本事故後、GPSプロッターが衛星を捕捉して正常に作動していることを確認した。</p> <p>船長は、出航時からレーダーの調子が悪かったので、本事故当時、レーダーの電源を切っていた。</p> <p>船長は、旅客不定期航路事業の許可を受けていたが、本船は、その使用船舶に含まれていなかった。</p>
分析	<p>本船は、西南西進中、船長が、本件アプリで船位を確認しながら航行したことから、本件防波堤に気付かず常吉大橋北方沖で左転して南進を続け、本件防波堤に衝突したものと考えられる。</p> <p>船長は、GPSプロッターが一時的に衛星を捕捉していなかったことから、本件アプリで船位を確認していたものと考えられる。</p> <p>船長は、本件アプリに本件防波堤が表示されていなかったことから、本件防波堤に気付かなかったものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、本船が西南西進中、船長が、本件アプリで船位を確認しながら航行したため、本件防波堤に気付かず常吉大橋北方沖で左転して南進を続け、本件防波堤に衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小型船舶の船長は、ソフトを活用して船位を確認する場合、航海用電子参考図を使用すること。 ・ 小型船舶の船長は、GPSプロッターを活用して船位を確認する場合、一時的に衛星を捕捉しないことがあることを考慮すること。 ・ 旅客不定期航路事業者が事業計画を変更する際は、国土交通大臣の認可を受けること。